

子発 0427 第 14 号
令和 2 年 4 月 27 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まっていることから、厚生労働省から都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉主管部局に対し、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡）等を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童及び特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）の状況の変化の把握とともに、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

今般、更に、要保護児童対策地域協議会が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施することとし、本日、地方自治体に対し必要な取組をお願いしました。（別添参照）

このプランにおいては、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等について、役割分担を決めて定期的に状況の把握を行うとともに、これらの定期的な把握も含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、更に地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化することとしています。

令和 2 年 4 月 24 日に開催されました「新型コロナウイルス感染症対策本部（第 31 回）」においても、内閣総理大臣から、様々な地域ネットワークを総動員して、子どもや家庭の状況の定期的な把握や、虐待リスクの早期発見に向けて、厚生労働省を中心に関係各省がしっかりと協力して取り組む旨の指示があったところです。

つきましては、各府省庁におかれましては、関係する地方支分部局や地方自治体の

部局、団体等に対し、これらの取組の趣旨についてご周知いただくとともに、要保護児童対策地域協議会を中核とする支援対象児童等の定期的な状況の把握や、支援ニーズが高い子ども等を早期に発見するための見守り体制の強化について、ご協力を依頼していただきますよう、お願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室
(TEL:03-3595-2166)

前川 maekawa-yuusaku@mhlw.go.jp

柳 yanagi-fumio@mhlw.go.jp

早川 hayakawa-naoki@mhlw.go.jp